［注］
申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって④に掲げる書類並びに③及び⑥も掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。
(a)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(b)　地質調査登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(3)　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書等は、日本語で作成すること。
②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
4　競争に参加することができない者
（建設工事）
次の①から⑥までに掲げる者。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が平成27年６月30日以後のもの、随時の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含むもの
（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）
次の①から⑤までに掲げる者。
①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書(測量・調査及び建設コンサルタント等)若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者
5　競争参加者の資格及びその審査
競争参加者の資格審査は、下記の項目について点数を付与し算定した総合数値をもって行う。
（建設工事）
希望工事種別ごとに次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目について点数を付与する。
①　客観的事項
イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
ロ　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）
ハ　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
ニ　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）
②　特別事項
イ　定期の資格審査を行う直前の10月１日（以下「特別事項の審査基準日」という。）の前日までの４年間に完成した工事成績等
ロ　定期の資格審査を行う直前の12月１日の港湾工事用保有船舶能力（港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に限る。）
（測量・調査）
次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目に点数を付与する。
①　客観的事項
イ　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の測量調査の年間平均実績高
ロ　測量等審査基準日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額
ハ　測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
ニ　直前決算における流動比率
ホ　直前決算における自己資本固定比率
ヘ　直前１年における総資本純利益率
ト　測量等審査基準日までの営業年数
②　特別事項
特別事項の審査基準日の前日までの２年間に完了した測量調査の業務成績等
（建設コンサルタント等）
次に掲げる客観的事項の項目について点数を付与する。
イ　測量等審査基準日の直前２年の各事業年度の建設コンサルタント等の年間平均実績高
ロ　直前決算における自己資本額
ハ　測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
ニ　直前決算における流動比率
ホ　測量等審査基準日までの営業年数
6　資格審査結果の通知
「資格決定通知書（港湾空港関係）」により通知する。
7　資格の有効期間
競争参加資格の有効期間は、資格決定の日から平成31年３月31日までとする。
8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記１に掲げる地方整備局の閲覧窓口とする。
9　その他
(1)　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
(2)　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。
(3)　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下、「更生手続等開始決定者」という。）は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。